

プライバシーマーク制度における 欠格事項及び判断基準



一般財団法人日本情報経済社会推進協会
プライバシーマーク推進センター

改廃履歴

版	制定・改定日	改定箇所・理由	施行日
1.0	平成 22 年 10 月 15 日	「プライバシーマーク制度設置及び運営要領」の全面改正に伴い、改定第 1 版とする。	平成 23 年 3 月 1 日
1.1	平成 23 年 4 月 1 日	組織名変更を反映	平成 23 年 4 月 1 日
1.2	平成 24 年 3 月 1 日	東京都暴力団排除条例（平成 23 年 10 月施行）に伴う 3.1.2 c)の追加	平成 24 年 4 月 1 日
1.3	平成 28 年 3 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・「欠格性の判断及び措置の決定の手順」 「事故の報告先」を別紙に移動、一部修正、移動に伴う採番の変更 ・ 3.2.1 申請不可期間 3 ヶ月の事業者 c)の追加 	平成 28 年 4 月 1 日
1.4	平成 28 年 7 月 15 日	「3.1 プライバシーマーク付与適格性を有しない者」に「3.1.4 プライバシーマーク制度に対する一般の信頼を毀損すると認めるに足る相当な理由がある事業活動を行う事業者」を追加する。	平成 28 年 7 月 15 日
1.5	平成 29 年 5 月 16 日	「4. 個人情報の取扱いに関する事故等についての判断基準」に「⑨ 上記①～⑧のおそれ」を追加する。	平成 29 年 5 月 17 日

目次

1. 適用範囲	1
2. 定義	1
3. 欠格事項	1
3.1 プライバシーマーク付与適格性を有しない者	1
3.1.1 事業拠点	1
3.1.2 役員	2
3.1.3 インターネット異性紹介事業者	2
3.1.4 プライバシーマーク制度に対する一般の信頼を毀損すると認めるに足る相当な理由がある事業活動を行う事業者	3
3.2 付与適格性審査の申請ができない者	3
3.2.1 申請不可期間3ヶ月の事業者	3
3.2.2 申請不可期間1年の事業者	4
3.2.3 申請不可期間が、4.により判断された期間の事業者	4
4. 個人情報の取扱いに関する事故等についての判断基準	4
5. 改正	4
1 欠格性の判断及び措置の決定の手順	5
1.1 欠格レベルの判定	5
1.2 欠格レベルに基づく措置の決定	6
1.3 事業者に対する措置の通告	7
2 事故の報告先	7

本頁は空白です。

1. 適用範囲

本基準は、新規にプライバシーマーク付与を受けるためにプライバシーマーク付与の適格性の審査（以下「付与適格性審査」という。）の申請を検討中の事業者（以下「申請検討中事業者」という。）及び現に審査中の事業者（以下「審査中事業者」という。）に対しては、プライバシーマーク付与の適格性を有する旨の決定（以下「付与適格決定」という。）を受けることができない者の基準及びその運用を定め、現にプライバシーマーク付与を受けている事業者（以下「付与事業者」という。）に対しては、「プライバシーマーク付与に関する規約」第13条～第15条に定める注意、勧告、プライバシーマーク付与の一時停止（以下「付与の一時停止」という。）又はプライバシーマーク付与の取消し（以下「付与の取消し」という。）の措置を受ける基準及びその運用について定めるものである。

なお、プライバシーマーク制度は、日本工業規格JIS Q 15001「個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」（以下「JIS」という。）に適合した個人情報保護のマネジメントシステムを構築している事業者である旨を認証するものであり、当該事業者が個人情報の取扱いに関する事故等を起こさないことを保証するものではないが、本基準において、個人情報の取扱いの事故等についても欠格事項を定めている。

これは、プライバシーマーク制度に対する一般の信頼を維持することは、プライバシーマーク制度の運営に携わる組織及び事業者の共通の利害であり、本制度の信頼を維持するためには、事故等を起した事業者に対する改善の指導及び是正措置の確認は、制度上不可欠であると考えらるからである。

本基準は、報告を受けた事故等について、当該事業者に事故等の重大さ（欠格性）の程度を認識するよう求めるために運用するものであり、さらには、その結果を踏まえて、適正な改善策の策定と実施及び再発防止を徹底する機会を提供するものである。したがって、本基準は、事故等を起した事業者に対する制裁を主たる目的とするものではない。

2. 定義

この基準で使用する用語は、この基準に特別の定めがあるもののほか、「プライバシーマーク制度基本綱領」（以下「基本綱領」という。）、「プライバシーマーク付与に関する規約」、「プライバシーマーク付与適格性審査の実施基準」及びJISにおいて使用する用語の例による。

3. 欠格事項

3.1 プライバシーマーク付与適格性を有しない者

次の3.1.1～3.1.4のいずれかに該当する事業者（実質的に同一とみなすべき事業者を含む。以下同じ。）は、プライバシーマーク付与適格性（以下「付与適格性」という。）を有しない。

3.1.1 事業拠点

外国法人は、付与適格性を有しない。ただし次のいずれにも該当するときはこの限りではない。

- a) 日本の法律に基づいて支店として登記している場合
- b) 日本国内で取得した個人情報（当該外国法人の従業員の個人情報を除く。）の取扱いが日本国内に限られる場合

3.1.2 役員

役員（法人でない団体で代表者又は代理人の定めのあるものの代表者又は代理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある事業者は、付与適格性を有しない。

- a) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- b) 「個人情報の保護に関する法律」の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- c) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の規定に基づき指定暴力団又は暴力団連合に指定された暴力団の構成員である者

3.1.3 インターネット異性紹介事業者

「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（平成15年6月13日法律第83号）に規定する「インターネット異性紹介事業者」のうち、次のいずれか一つでも満たすことができない者は、付与適格性を有しない。

a) 基本情報の開示

次に掲げる事項をホームページにより、登録希望者又は登録者（以下「顧客」という。）が閲覧できるようにしていること。

- ① 事業者の概要（事業者名、代表者名、住所、電話番号）
- ② 提供サービスの内容と価格
- ③ 顧客相談の専用窓口の連絡先

b) サービス提供の対象

18歳以上の独身者のみを対象としていること。

c) サービス内容及び提供条件の明確化

顧客にサービスを提供するに当たっては、提供サービスごとの名称とその内容、対応する価格、提供する条件等を明記していること。「特定商取引に関する法律」（昭和51年6月4日法律第57号）の適用を受ける場合は、同法の規定に従って、適正に実施していること。

d) 公安委員会への届出

「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」第7条の規定に基づき、管轄する都道府県の公安委員会に届け出ていること。

e) 本人確認

登録希望者が本人であり、かつ、18歳以上であることを、公的な証明書を用いて確認し、その写しを記録として保管していること。

f) 独身である旨の確認又はそれに代わる措置

登録希望者が独身者であることを、公的な証明書を用いて確認し、その写しを記録として保管していること。又は、提供するサービスが、次に掲げる①から⑥の条件をすべて満たしていること。

- ① 会員制のサービスであること
- ② 独身である旨を宣誓させていること（入会申込みの際に必ず独身である旨を回答させること）

- ③ 会員規約に、もし既婚者であることが発覚した場合、退会はもちろんのこと、損害賠償を求めることがある旨を規定していること
- ④ 有料サービスであること（男女双方とも有料）
- ⑤ 交際に合意するまでは、事業者のシステムを介して本人同士が連絡をとりあう仕組みであること
- ⑥ 事業者のシステムを介して本人同士が連絡をとりあう場合において、その内容に公序良俗に反するものが含まれていないか確認し、必要に応じて会員資格の停止又は退会の措置を講じていること

[参考]

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（抜粋）

<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 児童 十八歳に満たない者をいう。</p> <p>二 インターネット異性紹介事業 異性交際（面識のない異性との交際をいう。以下同じ。）を希望する者（以下「異性交際希望者」という。）の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供する事業をいう。</p> <p>三 インターネット異性紹介事業者 インターネット異性紹介事業を行う者をいう。</p>

3.1.4 プライバシーマーク制度に対する一般の信頼を毀損すると認めるに足る相当な理由がある事業活動を行う事業者

付与機関は、制度委員会の審議を経て、本項への該当性の判断を行う。

3.2 付与適格性審査の申請ができない者

次の3.2.1～3.2.3のいずれかに該当する事業者は、申請を不可とする期間を経過しなければ、付与適格性審査の申請をすることができない。

3.2.1 申請不可期間3ヶ月の事業者

申請の日前3ヶ月以内に、次のいずれかに該当する事業者は、付与適格性審査の申請をすることができない。

- a) プライバシーマーク指定審査機関（以下「審査機関」という。）から、プライバシーマーク付与の適格性を有しない旨の決定を受けた事業者
- b) 付与適格性審査の審査料及び審査に係る旅費（交通費、宿泊費等）の不払いにより、審査機関が審査を打切った事業者
- c) 審査機関の指摘事項文書で不適合と指摘された事項の是正が、指摘事項文書発行日より6ヶ月

月以内に為されなかった場合

3.2.2 申請不可期間1年の事業者

申請の日前1年以内に、次のいずれかに該当する事業者は、付与適格性審査の申請をすることができない。

- a) 審査機関が審査の過程において次の事項を発見したため、審査を打切った事業者
 - ① 申請に係る事項に虚偽があったとき
 - ② 申請者の従業者以外の者が審査に立ち会ったとき
- b) 付与の取消しを受けた事業者
- c) 付与契約の解除を受けた事業者

3.2.3 申請不可期間が、4.により判断された期間の事業者

個人情報の取扱いに関し、個人情報の外部への漏えい等の事故等が発生したため、4.により申請を不可とする期間が決定され、その期間を経過していない事業者は、付与適格性審査の申請をすることができない。

4. 個人情報の取扱いに関する事故等についての判断基準

この項は、新たに付与適格決定を受けようとする事業者にとっては申請ができない期間（3.2.3項）の決定、付与事業者にとっては講じられる措置（注意、勧告、付与の一時停止又は付与の取消し）の決定の判断基準となる。

個人情報の取扱いに関する事故等とは、JISへの不適合等により発生した個人情報の外部への漏えいその他本人の権利利益の侵害と定義づけ、具体的には以下の事象に該当するものとする。

- ① 漏えい
- ② 紛失
- ③ 滅失・き損
- ④ 改ざん、正確性の未確保
- ⑤ 不正・不適正取得
- ⑥ 目的外利用・提供
- ⑦ 不正利用
- ⑧ 開示等の求め等の拒否
- ⑨ 上記①～⑧のおそれ

5. 改正

この基準の改正は、プライバシーマーク制度委員会の審議を経て、プライバシーマーク付与機関（以下「付与機関」という。）が行う。

別紙

1 欠格性の判断及び措置の決定の手順

付与機関又は審査機関は、申請検討中事業者、審査中事業者、及び付与事業者から報告を受けた事故等に関して以下に定める手順に従って、欠格レベルを決定し、その欠格レベルに相応する措置を講ずる。

なお、付与の一時停止又は付与の取消し相当の措置は、付与機関が、審査機関からの報告又はプライバシーマーク制度委員会作業部会（以下「作業部会」という。）からの答申を受けて、プライバシーマーク制度委員会の審議を経た上で決定する。

1.1 欠格レベルの判定

付与機関又は審査機関は以下の手順で欠格レベルの判定を行う。

- a) 申請検討中事業者、審査中事業者、及び付与事業者から事故報告を受けた事象を事故等の類型に分類する。
- b) 事象が発生した原因を判断し、事業者の責任の有無を評価する。
 - ①事象の発生原因が事業者としての故意若しくは過失によるものか、又は不可抗力であるのかを判断する。（A：責任類型）事象の発生に事業者の責任が有ると評価される場合、さらに事故等の影響等（表1を参照）を考慮して評価を行う。なお、責任の有無の評価において、事業者としての故意が認定された場合は、その時点で欠格レベルを10とし、事故等の影響等をさらに考慮することはしない。また、不可抗力と判断された場合も、その時点で欠格レベルを0とし、事故等の影響等をさらに考慮することはしない。
 - ②事象の発生原因が事業者としての過失であると評価された場合、その過失の度合いを考慮して事業者の責任を軽減する事情があるかどうかを判断する。（B：責任軽減の有無）
- c) 事象の発生原因が事業者としての過失であると評価された場合、事故等の影響等を考慮して次の事項の評価を行う。
 - ①事故等の対象となった個人情報の内容が本人に及ぼす影響の度合いからその取扱いに配慮を要する度合いを判断する。（C：内容による重大性）
 - ②事故等の対象となった本人への被害の発生状況を判断する。（D：本人への影響）
 - ③発生した事象の社会的な影響及びプライバシーマーク制度への信頼性への影響の度合いを判断する。（E：制度等への影響）
 - ④過去の事故歴に基づき、発生状況等を判断する。（F：事故歴の有無）
- d) b) ～ c) の判断を踏まえ、欠格レベルを決定する。

表1 欠格レベル決定の手順

a) 発生した事象を分類 (事故等の類型)	b) 事象の原因を判断 (責任及び軽減の有無を評価)		c) 事故等の影響等を考慮	d) 欠格レベルの決定
① 漏えい ② 紛失 ③ 滅失・き損 ④ 改ざん、正確性の未確保 ⑤ 不正・不適正取得 ⑥ 目的外利用・提供 ⑦ 不正利用 ⑧ 開示等の求め等の拒否	故意 (事業者としての故意)		考慮せず	10
	過失	A:責任類型 B:責任軽減の有無	C:内容による重大性 D:本人への影響 E:制度等への影響 F:事故歴の有無	A～Fの合計値 (0～10)
	不可抗力		考慮せず	0

1.2 欠格レベルに基づく措置の決定

欠格レベルの0～10に相応した措置を、表2のように定める。付与機関又は審査機関は欠格レベルを決定し、制度委員会又は委員会に諮り、その欠格レベルに相応する措置を決定する。

なお、委員会又は作業部会で、付与の一時停止又は付与の取消し相当の措置と決定した場合、速やかに付与機関に通知する。

表2 欠格レベルに相応する措置

欠格レベル	欠格レベルごとの措置		
	付与事業者 (注1)	審査中事業者 (注2)	申請検討中事業者
10	付与の取消し	審査の打切り (1年間の申請不可)	1年間の申請不可
8, 9	付与の一時停止 (注3)	付与の一時停止期間に相当する期間審査中止 (注3)	付与の一時停止期間に相当する期間申請不可 (注3)
6, 7	勧告文書発行	審査続行	申請可
1～5	注意文書発行	審査続行	申請可
0	措置なし	審査続行	申請可

注1：付与事業者の起こした事故等の欠格レベルが1から7までの場合、注意または勧告の文書を発行するが、事故等の原因となった不具合についての是正措置の適切性を確認するための審査を行うことがある。

注2：審査中事業者が起こした事故等の欠格レベルが1から7までの場合、審査続行とするが、事故等の原因となった不具合についての是正措置の適切性を確認するための審査を行うことがある。

注3：付与の一時停止等の期間の開始日は、付与機関が付与の一時停止等を付与事業者に通告した日とする。

1.3 事業者に対する措置の通告

付与機関又は審査機関はあらかじめ定める手順に従い、事故報告を受けた当該申請検討中事業者、審査中事業者、又は付与事業者に対して、措置の通告を行う。

2. 事故の報告先

事業者は、表3に掲げる報告先の付与機関又は審査機関に事故等を報告しなければならない。報告は、報告先である付与機関又は審査機関の定める手順に従って行わなければならない。

事業者は、将来の大事故を未然に防ぐ観点から、漏えい等した個人情報の件数が1件でもある場合は、これを報告するものとする。

表3 事故の報告先

① 付与事業者の場合	付与適格決定を受けた付与機関又は審査機関。 ただし、プライバシーマーク付与の更新のための審査中の場合は、審査中事業者の例による。
② 審査中事業者の場合	付与適格性審査の申請をしている付与機関又は審査機関。
③ 申請検討中事業者の場合	付与適格性審査の申請を予定している付与機関又は審査機関。

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

プライバシーマーク推進センター

〒106-0032 東京都港区六本木1丁目9番9号

六本木ファーストビル

Tel: 03-5860-7563

Fax: 03-5573-0562

URL: <https://privacymark.jp/>